G_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02134
　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02981

H_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

I_{15}＝0.015

I_{16}＝0.008

I_{17}＝0.000

I_{18}＝0.000

I_{19}＝0.067

I_{20}＝0.04770

J_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01441
　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01869

K_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01408
　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01880

L_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に

I_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.02139
　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.02987

J_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの同意等額に相当する額

K_{15}＝0.015

K_{16}＝0.008

K_{17}＝0.000

K_{18}＝0.067

K_{19}＝0.067

K_{20}＝0.04779

L_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち通常事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（農道及び林道の整備事業に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.01442
　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01871

M_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.01410
　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01883

N_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち臨時事業（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に